

電気通信大学UEC国際アンバサダー規程

制定 令和元年7月10日規程第8号
最終改正 令和7年3月21日規程第46号

(設置)

第1条 電気通信大学（以下「本学」という。）に、UEC国際アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を置く。

(目的)

第2条 アンバサダーは、本学の同窓生等による支援のもと、国際交流活動の充実を図りつつ、優秀な留学生の獲得に資することを目的とする。

(要件)

第3条 アンバサダーは、次の各号のいずれかの要件を満たすもののうち、アンバサダーとしての活動を行う能力を有する者とする。

- (1) 留学生として本学に在学し卒業又は修了した者
- (2) 本学の短期交換留学の修了生
- (3) その他学長が特に認めた者

(支援内容)

第4条 アンバサダーは、学長の求めに応じ、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 本学に留学を希望する学生への支援
- (2) 海外における本学の周知活動への支援
- (3) 海外における日本留学フェアなど進学説明会への支援
- (4) 電気通信大学国際教育センター等が主催するセミナーへの支援
- (5) その他、本学の国際交流活動への支援

(委嘱等)

第5条 アンバサダーは、教職員からの推薦に基づき、電気通信大学国際戦略推進室運営委員会の議を経て、学長が委嘱する。

2 アンバサダーの推薦にあたっては、推薦書（別紙様式）を電気通信大学国際戦略推進室長に提出するものとする。

(任期)

第6条 アンバサダーの任期は委嘱日の属する年度の翌々年度末とし、再任を妨げない。

(報酬)

第7条 アンバサダーには、報酬等は支給しない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、アンバサダーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年7月10日から施行する。

附 則（令和2年12月22日規程第48号）

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日規程第46号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別紙様式（第5条関係）

「UEC国際アンバサダー」推薦書

電気通信大学学長 殿

所 属
職 名
推薦者氏名

このたび、「UEC国際アンバサダー」として、本人の了承のもと、下記の者を推薦いたします。

1 候補者：

氏名（ふりがな） _____ (_____)
卒業学科・類または専攻名、卒業・修了年月、学籍番号

現在の勤務先・役職 _____

E-mail _____

対応可能な言語 日本語・英語・その他 (_____)

活動可能な国・地域 _____

2 推薦理由：

3 支援内容：該当する支援にチェックを入れてください。

- 本学に留学を希望する学生への支援
- 海外における本学の周知活動への支援
- 海外における日本留学フェアなど進学説明会への支援
- 電気通信大学国際教育センター等が主催するセミナーへの支援
- その他、本学の国際交流活動への支援